

## 第 13 回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

日時：2013 年 8 月 2 日（金）15：05～16：45

場所：ジェットロ本部 5 階 E 会議室

佐々木主幹：

第 13 回の環境社会配慮委員会を、ただいまから始めさせていただきます。議事の審議に入りますまでは、こちらのほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認ですけれども、3 部に大きく分かれております。薄いメインのもの、それから案件形成の別冊の 1、それから案件形成の絡みで別冊の 2 です。中身多いものですから、1 つ 1 つは確認いたしません。不備がございましたら、その都度、対応いたしますので、ご指摘をいただければと思います。

それから、議事録の作成でございますけれども、そのために録音をさせていただいております。発言前に必ずお名前をおっしゃっていただければ助かります。

次に、出席者をご紹介したいと思いますが、時間もありますので、前回、第 12 回委員会以後、交代された方のみ、ご紹介をさせていただきます。

まず委員側ですけれども、残念な報告ですけれども、JICA の田中研一さんは、7 月 6 日に急逝をされております。ジェットロとしては、10 年間以上、ガイドラインをつくることから、お世話になった方でございます。大変残念でございますけれども、7 月 8 日に JICA のほうから連絡があった、ということでございます。

ジェットロとして特段のことはできませんでしたが、理事長の弔電、お通夜、葬儀への参列、それから 7 月 19 日、ガイドラインの改定ワーキンググループで、原科先生からお言葉をいただいて、全員で黙祷をして、ご冥福をお祈りした、ということでございます。ご報告だけさせていただきます。

委員でございますけれども、現在 1 名減の 9 名になってしまいましたけれども、今年度このままでいって、次年度入るときに、また JICA さんをお願いをして、1 名出していただくということで補充をしたいと思っておりますので、ご了解をいただければと思います。

それから、新たに今日、残念ながら急に欠席になったのですが、国際協力銀行の環境審査室長が交代しております。また次回改めてご紹介したいと思います。

それから、宮崎さん、満田さんも欠席です。

ジェットロ側でございますけれども、総務担当の理事が、平井から中村富安に交代しております。

それから、総務課長でございますけれども、仲條から西本敬一に交代しております。

西本課長：

お願いします。

佐々木主幹：

それから、スポットの事業の説明で、進出企業支援課長の伊藤亮一が参加をさせていただいております。

伊藤課長：

よろしく願いいたします。

佐々木主幹：

それから、同じく事業の説明で、環境・エネルギー課長の荏原昌が参加をさせていただいております。

荏原課長：

よろしく願いいたします。

佐々木主幹：

よろしく願いいたします。

それでは、総務担当理事の中村富安のほうから、一言ごあいさつさせていただきます。

中村理事：

改めまして、中村でございます。よろしくお願いします。

ご足労いただきまして、今日も委員の先生方ありがとうございます。

7月1日付で、平井の後の総務担当に就任しました。担当役員としての、この諮問委員会への出席は初めてということですが、実は先ほど、何人かの先生に言ったんですけれども、5～6年前ですけれども、まさにこのガイドラインを策定しようというときに、私、機械・環境部の前身の産業技術部に所属しておりました。皆さん、懐かしい顔を拝見できました。5年ぶりでございます。よろしくまたお願いいたします。

ジェトロの環境社会配慮諮問委員会、発足して5年ということ。原科委員長初め各委員の皆様には、本当に今年度も、継続して本委員会にご参画いただきますこと、改めて感謝申し上げます。

また、ガイドラインは、5年ごとに見直すということございまして、ワーキンググループが本年1月に立ち上がり、既に7回、開催されておると聞いております。座長の村山委員初めワーキンググループのメンバーに就任されている5名の委員の皆様には、本委員会に加えて、さらなるご尽力をいただいておりますこと、御礼申し上げたいと思います。

そのガイドラインの改定ですが、そのめどは年末ごろと聞いております。この改定によっ

て、諮問委員会の審議事項の中心となっている「案件形成等調査事業」の報告書、成果が環境社会配慮面で改善され、より充実したものになることを期待しております。

引き続き、委員の皆様のご助言をよろしくお願いいたしたいと思っております。

最後ですけれども、先ほど JICA の田中研一さんの急逝の報告がありました。私もよく知っていた田中さんでございます。私も、この場をお借りして、これまでの田中さんのご貢献に感謝するとともに、ご冥福をお祈りいたします。

今日は、よろしくまたお願いいたします。

佐々木主幹：

どうもありがとうございました。

以後、進行を原科委員長のほうにお任せしたいと思うんですが、簡単にご報告させていただきます。原科委員長なんですが、今年の 5 月に、国際アセスメント学会、通称 IAIA と言っておりますけれども、ここからローズハーマン賞というのを受賞されています。

このローズハーマン賞というのは、IAIA が授与する賞の中では、最高位のものでございまして、いままでは欧米人だけですね。アジア人としては初めての受賞となって、5 月にカナダのほうに行かれて、授賞式に出席をされております。

先生の評価対象になったのは、やはり JBIC、JICA さんのガイドラインをつくった、それからジェトロの環境ガイドラインもおつくりになったということ。特に JICA さんの、ガイドラインのみならず、その仕組みですね、外部の専門家からなる助言委員会を、初めて設置した。この初めてというのは、国際協力機関としては初めて設置をして、世銀のモデルにもしたという貢献が認められた、ということでございます。

簡単ではございますけれども、ご紹介させていただきました。

原科委員長：

ありがとうございます。恐縮です。

世銀のモデルというか、世銀もそういうのを持ちたいな、と言っているようでございまして、JICA の情報を活用したいと考えているんです。まだできてないんですね。だから、世界中で JICA だけです、第三者の組織ですね、そういうのは。それって大変大事なことです。

これは社会全体に通じることで、この分野だけではありませんけど、日本社会を考えても、いろんなところで、第三者性のある機関が関与すること、大変重要なことになってきたと思います。ですから、そういう意味では、そういうような方向に日本も変わってもらいたいし、世界銀行も変わってもらいたいですね、と思います。

佐々木主幹：

はい。どうも、おめでとうございました。

原科委員長：

ありがとうございます。

佐々木主幹：

それでは先生、議事のほう、よろしく願いいたします。

原科委員長：

それでは、早速入ります。

議題に従ってまいります。

2012 年度実施事業における環境社会配慮の実施についてで、ございます。

まず 1 番目で、2012 年度案件形成調査事業以外の、環境関連事業等です。

案件形成調査、審査会にとって重要なものでございますが、それ以外にもいろいろやっておられます。まずそちらの、これ以外の環境関連事業について、お話しいただきます。

幾つかございますが、まず対フィリピン投資ミッション、FTIT 工業団地進出支援事業についてのご報告をいただきます。これ、大変新しい試みで、評価も高いようでございます。進出企業支援、それから知的財産部進出企業支援課伊藤課長、お願いします。

伊藤課長：

ただいまご紹介にあずかりました進出企業支援課長の伊藤でございます。

私、今週の月曜日に着任いたしました。それまでフィリピンのマニラに駐在しておりました。ですから、今日の発言は、進出企業支援課長としてよりは、前マニラ所長としての発言ということになるかと思いますが、5 分程度おつき合いただければと思います。

そもそも、ジェトロがこういうミッションを派遣するというのは、基本的には視察型、よくその国を知っていただきましょう、というものが多いのでございますが、フィリピンの場合は、特に中国からのシフトを初めとした、すぐになんとかビジネスを始めなければいけないと、こういう方々のニーズが非常に高いということで、今回、私どもは、このミッションを形成するにあたりまして、視察というよりかは、実務型、すぐにビジネスを起こせるために便利な情報を提供したい、という思いがございました。

佐々木主幹：

ちょっと待って。資料は一番後ろの資料 8 です。

伊藤課長：

資料は 8 番になります。

伊藤課長：

そういったこともございまして、従来型の画一的なものではなくて、目的に応じた、具体的には、製造業と ITBPO と呼んでおりますがバックオフィス、この 2 つ、がフィリピンの関心事項でございますので、目的に応じたミッションを形成した、ということがポイントの 1 点。

それから、視察型になりますと、どうしても移動時間にとられてしまう、ということもございまして、とにかく必要な情報をインプットするには、移動時間を少なくして、1 カ所で集中的にやったほうがいい、ということもございまして、ビジネスに役立つ情報を、1 カ所に、講師に来ていただいて、入れ代わり立ち代わり意見交換をする、これがこのミッションの特徴でございました。

5 ポツのところ、特に製造業についてスケジュールを入れておりますが、2 日間の工程の中で、下線を引いてあるところ、工業団地の視察、それからその後、その工業団地のファンクションルームで行いました意見交換会について、簡単にご説明させていただきます。

特に工業団地の場合は、これは日系、住友商事さんが開発をされた工業団地でございます、どうしても割高になってしまいます。地場の工業団地と比べまして。ですから、彼らが説明する際には、「どうしても価格は高くなるのか」という視点になってしまうんですが、やはりその中で、どうしても、台風は来ますので、電柱があると倒れてしまう、それで停電になる。ですから彼らは電線を地下に敷設する。そのためにコストがかかります。あるいは、地場の工業団地ですと、排水は垂れ流しになってしまいます。ところが、この工業団地では排水処理をフィリピンの規制に応じて、処理した上で排水をする。そういうコストがかかるがために高くなるんですが、そういった面では、環境対応という面では、ご安心いただけますよ、というような内容のご説明がありました。

それから 2 つ目、工場経営に関する意見交換会。これは、特に製造業の方々にとって、必ず知っておく必要があると。例えば労務管理の問題。フィリピン人との付き合い方ですね。というような話をする中で、もう 1 つは環境規制、フィリピンの場合。往々にすると、途上国であるからまあ大丈夫であろう、というふうにいっちゃるんですが、フィリピンは歴史的にアメリカの法律を導入しておりますので、非常に厳しい環境規制になっています。それを知らないがために、将来的に、ものすごく予期せぬコストがかかる、という問題がございますので、まずは、いっちゃる限りにおいては、そういう基本的なことを理解していただくということで、この環境規制と対策、というコマを設けました。

具体的に 1 つだけ事例を申し上げますと、例えば、メッキ処理というのは、フィリピンの場合は、排出できるものとできないものがあります。そういうものを調べなくて来てしまったがために、フィリピンではメッキ処理ができないと。結局は、そこでもしもやるということになると、バーゼル条約に従って、日本に持ち帰って、日本で処理をするしかない。これも多大なるコストになる。そういうことを事前に確認された上で、進出してくださいねというような話が、講師の方からお話があったというようなことでございます。

そうしたこともございまして、私ども、必ずこういうミッションの後には、アンケートを

取るんですけども、その際には、従来型のミッションではない、悪い、ネガティブな情報が非常に多かったということで、逆にそれが評価をいただいた。また、その評価をいただいたところが、この「環境」というキーワードは出てこないんですが、私ども、「世界は、いま」という映像でこの模様をとっておりますが、一番最後に、その代表の方が、そういうコメントをいただいているのが、こちらのほうに URL をつけております。

また、その方は、それをコストとして計算をして、現在、進出を決められて、現在、工場を設立していらっしゃる、というような状況になっております。

これが、昨年 11 月に行いましたミッションの成果でございますが、私どもは、特に、すぐに投資をされる方々にお役に立つようなということで、特にこの環境というところも、1 つのポイントとして挙げた、という事例でご紹介させていただきました。

どうもありがとうございます。

原科委員長：

どうもありがとうございます。まさにセーフガードということですね。

これは、アメリカ式の環境規制ということで、きつくなったということですが、なんかちょっと、私が気になったのは、TPP なんかつごく、今度こういった方面、環境関係に、影響してきそうですね。環境規制、アメリカはきついですからね。特にアセスメントは、日本とまるで違いますから。いつも私言ってますけど、日本のアセス、あまりにも対象事業が少な過ぎるんですよ。アメリカ並みにやったら、日本の 2,000 倍ぐらいいきますよ。そういうようなこととか、いろいろありますね。

いや、よかったですね。やっぱり、そういうネガティブな情報をいただいたほうが、まさに経営上のリスクマネジメントになります。

何か皆さん、ご質問等、ございますでしょうか。

どうぞ、高梨さん。

高梨委員：

高梨ですけども、ほかの国で、JICA の専門家の方が、企業誘致というふうに工業団地を導入して、実はその工業団地には環境配慮も十分やってない団地で、そこに入居している日本企業の方が、当初の約束と違うと。

原科委員長：

もっとちょっと大きな声で。

高梨委員：

当初の約束と違うということで、大分問題になったケースがあるんですけども、ジェトロさんの場合には、現地の駐在員の方というのは、環境社会配慮をめぐって、どういう事前の、

なんていうんですか、勉強といますか、研修っていうの、あるんでしょうか。

伊藤課長：

ジェットロ、マニラのケースということで、ほかの事務所はちょっとすみません、うかがい知らないんですけども、必ず1年に1回は、そういう環境配慮型の、特に新しくいらっしゃった企業経営者の方々を対象にした、セミナーを開催しております。これまあ、たまたまミッションの中で、そういうコマを設けたんですけども、2時間程度、必ず経営者として知っておくべきこと、あるいは、もしも対応してないんだったら、早急にやるべきこと。

例えば、フィリピンの場合は、必ず各会社、製造業においては、エンジニアを置かなきゃいけない。国家試験を通った環境配慮型のエンジニアを置かなきゃいけない、という法律があるんです。それを知らないがために、ペナルティを課される、というケースがございますので、例えばそういったことを、ジェットロとしては、日系企業を集めたセミナーの中で情報発信している、というような形で、在フィリピンで活動してらっしゃる日系企業の方々へ対応させていただいています。

それが事前の予防になるかどうかというのは、また別の話でございますけれども。

原科委員長：

なるほど。ほかにはいかがでしょうか。村山先生。

村山委員：

ここの工業団地、やや、ほかに比べて割高、というお話がありましたが、大体イメージとして、どれぐらい高くなったのかっていう。ま、大体の話と、あと、今回と少し、やっぱり入居の割合が低いのかな、ということも考えるんですが、どれくらい埋まってきているのか、そのあたり。はい。

伊藤課長：

大きく、ざくっと言った感じでは、3割ぐらいだと思います。

原科委員長：

あ、3割。結構ですな。

伊藤課長：

ただ、実はもう満杯になりまして、今拡張工事をやっています。

村山委員：

あ、そうですか。

伊藤課長：

と申しますのが、地場の開発した工業団地のが、日本語によるサービスがございません。それから、先ほどのお話にもつながってくるんですけども、地場の工業団地では、出た後で、予期せぬコストがやはり発生している。これ、環境問題以外ですけどもね、実は。その点、日本の企業がやった工業団地というのは、そういったところが、フルサポートがございますので、余計なコストがかからない。

というところもありますので、具体的には、例えば、つい最近であれば、A 社、B 社、C 社など大手企業は、皆ここに入ってます。それで、その流れの中で、ティア 1、ティア 2 と言われる下請企業が、今その工業団地の中に入ってっために、もう満杯になって、拡張を始めている。割高でも、やはり日本の企業が、トータルのコストで見たときにどうなるか、というふうに判断されますので、やはりそれは後々として見ると、「よい」という判断を、企業の方々はされているのではないかと思います。

山田部長：

ジェトロの説明に対して、ジェトロ側が、また質問するのも変かもしれませんが、ちょっとだけ質問させていただくと、住商さんは、ほかの国でも同様の工業団地持たれてますが、その、日本人、日本の企業だけの工業団地なのか、オープンにしているのか、その辺はいかがなんでしょうか。

伊藤課長：

ええ、住商さんはオープンでございます。

山田部長：

オープン。そうすると。

伊藤課長：

はい、アメリカ企業もたくさん入ってます。

山田部長：

3割高いけれども、ちゃんとトータルコストを勘案したうえで評価をしていると。

伊藤課長：

はい、そうです。

山田部長：



それから、先ほどの電柱なしという話がありました。埋設って話ありましたが、いわゆる外から来る電力の供給が途切れてしまうことへの対策として、自家発電、当然ほかの国も住商さんの団地でつくってますけれども、ここの団地ではどうなのでしょう。

伊藤課長：

ええ、それは持っております。

山田部長：

持ってる、ということですね。

伊藤課長：

はい。

山田部長：

そうすると、その分も含めて 3 割高い。

伊藤課長：

そうです。

山田部長：

ああ。

原科委員長：

ああそうか、そこまで入ってるわけですか。

伊藤課長：

はい。実は、この住商さんのパートナーは、フィリピンの電力関係の配電会社の財閥がパートナーなので、実は優先的に電気が供給されるのですが、台風によって電柱が倒れます。それによって電線がなくなります。そうしますと、1 週間くらい操業が停止してしまうんですね。そうリスクを最小化するために、地下に敷設をしているということを聞いています。

塩田委員：

よろしいですか。

原科委員長：

どうぞ、塩田さん。

塩田委員：

塩田ですけど、環境に関連したプログラムで、2つやられてるんですけども、事業者がその事業をやる前に、環境のことを考慮して、いろいろやるというのは、当然ながらいいと思うんですけども、その隣に「落とし穴」って書いてあるんですけど、この「落とし穴」というのは、具体的にどういうことを示してるのですか。6番の(2)の。

原科委員長：

そうですね。「落とし穴」と書いてますね。私も気になった。

伊藤課長：

環境規制の「落とし穴」ですね。はい。

これは、先ほど申し上げました、規制の落とし穴というよりかは、先ほど申し上げました、フィリピンだから、途上国だから、環境規制が緩いであろうという形でいらっしゃる企業さんが多いと。それが「落とし穴」ということで、実はアメリカ型の規制、法律、基準がございますと。

塩田委員：

例えば、日本の公害規制は厳しいけれども、向こうへ行くと緩いので、そこら辺を見落として、ちょっと手が抜けちゃうと、そういうようなことを。

伊藤課長：

はい。そういう意味での。ですから環境規制に対する落とし穴ということではございません。

塩田委員：

ああ、そうですか。分かりました。

松本委員：

1点よろしいですか。

これ、視察型ではないというところが売りだったんですが、素人目に見れば、あっても良さそうなものですが、これ、なんでこれを、こう、今まではこういうタイプではないんですが、なんか、このやり方には、結構、実は大変、準備が大変だとか、何か実行にあたっての難しさがあるんですか。

伊藤課長：

すみません、もう一度。

松本委員：

これをこう出されたんですけれども、現地で、視察型ではなくて、受け入れて、集中的に時間も節約してやるというやり方だ、ということでご紹介いただいたんですが、ふつうに考えると、そういうやり方もありだと思んですが、どちらかというと、視察ミッション型になってしまう理由というのは、何かあるのかなと。つまり、これが結構、特別にこうやってお報告をいただくということは、通常は視察型になってしまう何らかの理由があるのかな、と思って、ちょっと伺ったんですが。

伊藤課長：

基本的には、これは私が発案をしてやらせていただいています。要は現場発というのが、実はいままでほとんどないと思います。

基本的には、日本側から、ここのニーズがあるからという形で、それで形成する。例えば今でもあります、ミャンマーですとか、そういう形が多いんですが、フィリピンは、正直申し上げまして、誰も振り向いてくれない。日本からですね。ところが外に出てらっしゃる方々は、結構、やはり情報を張りめぐらせている中で、フィリピンというのは穴場だぞ、という形でいらっしゃるケースがありますので、この場合は、日本から募集もしましたけれども、どちらかといいますと、中国ですとか、マレーシアですとか、そういう在アジア企業になります。先ほど申し上げました、チャイナプラスワンということで、中国が今もう大変な状況にあるということで、そこから早く脱出しなければいけない、という企業さんを拾っていきたい。それは、現場感覚で、そういう企業さんが多いので、もうまとめて面倒見ましょうと。具体的に彼らのニーズに合致したものを、その場でやってしまいたいという、現地発のアイデアというのは、実はこれが初めてなんです。

従来型のものは、どうしても日本側で企画をして、この国ってまだ行ったことありませんよね、ということが多い。

原科委員長：

そうか、日本から行きますからね、まず現地を見よって、そういうことで来る。

伊藤課長：

それと、あとは、基本的な人気のある国というのは、ほかの団体さんも行なってらっしゃいます。ジェトロがやるのは、ニューフロンティア、新しいところ、まだほかのところやってないところを勉強しましょう、というケースですので、どうしても視察型になる。ですので、こういう実務型というのは、私、あまり聞いたことがございません、です、はい。

高梨委員：

他のジェトロの事務所では、こういったことはやってないですか。

伊藤課長：

私が知る限りございません。

古谷部長：

そうでもないでしょう。

伊藤課長：

あ、そうですか。

古谷部長：

今ちょっと、何をもって視察型、何をもってそうじゃない形と言うかって、1つあると思うんですけども、うちが創生するミッションというのは、なんとか投資ミッションという、「投資」がつくような名前のものは、工業団地を見たり、それから、既にそこに出ておられる日系企業の方の話を聞いたり、あるいはその国、あるいは、その州の投資誘致機関から話を聞いたり、そういうような、大体プログラムをつくっている。

それから、さらに、既に出ておられる、日系さんの工場を見せていただいたり、あるいは、中には外資の工場を見せていただくケースも、あると思うんです。こういうのでつくっております。

それで、日本から行く場合、その構成員においてですね、ミッションメンバーにおいて、その国への投資計画、かなり具体的なものをお持ちの方もいれば、まあまず見てみよう、ということで、社長さんあたりが参加されるケースもあるんです。その割合というのは、そのミッションによってかなり違います。

恐らく今、伊藤が申し上げたこのミッションというのは、前者の、かなり具体的に、もうフィリピンへの投資をお考えの方が多いいミッションだった、ということなんだろうと思うんです。

それで、ほかの事務所においても、例えば少し前ですけれども、ヨーロッパにおいて、東欧のほうへ、人件費が安いということで、既にヨーロッパに進出している日系企業さんの、特に製造工場をお持ちの方々が、東欧に工場をつくったら、人件費が安いのでいいんじゃないかということで、関心が非常に高まった時期がありまして。そういうときには、ロンドンとか、あるいはパリ、あるいはデュッセルドルフ、こういうところの事務所が音頭をとって、その地域の日系企業さんのミッションをつくって、チェコとかハンガリーとか、そういうところにも、視察に——視察であったり、あるいは投資の環境を見に行くと、そういうようなミッションを創生しておりますので、全社的に、同じような形のものをやっている、というふうにご理解いただいたほうがよろしいと思うんです。

それから、さらに言うと、これは投資の話なんですけども、最近、日本の企業も、サービス産業も、いろいろ、アジアを中心に、海外展開を活発にしようとしておられる。このサービス産業のミッションになりますと、また今度は、訪問先が違ってきまして、既にその地にある大きなショッピングモールを見たりとか、それから、外国の、例えばフランスのカルフールがつくっている大きなスーパーであったり、あるいは韓国のロッテグループがつくっているようなものであったり、そういうところを見る、あるいは、レストランに入って食事をしながら、どんなものをみんなが食べているかっていうのを見るとか、そういうような形もある。

ですから、いろいろその目的に応じて、それに適切な形でのメニューをつくって、ミッションを派遣していると、そういうふうにご理解いただければと。

原科委員長：

なるほど。ありがとうございます。いろいろやっておられますね。

そうですね。なかなか興味深い、つい時間、喰いそうなので、いろいろお聞きしたいんですが、次に移ってよろしいですか。どうもありがとうございました。

では、続きまして、2つ目でございます。

2012 年度の環境・エネルギー分野、海外販路開拓支援プログラム、専門家派遣事業でございます。これについてご報告をお願いいたします。機械・環境産業部の環境エネルギー課の荏原課長、お願いいたします。

荏原課長：

環境エネルギー課長の荏原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に、資料 5 というもので、横長の紙が 1 枚あると思いますが、こちらに沿ってご報告をさせていただきます。

2012 年度環境・エネルギー分野海外販路開拓プログラム、専門家派遣型事業ということで、省エネ診断というものを 2 件実施しております。

省エネ診断というものは、一体、じゃあ何かと申し上げますと、具体的には、エネルギーを多く消費するような産業分野において、その企業に省エネの専門家の方々を派遣し、省エネの余地がある工程を見つけ、そこに対して省エネの改善提案をしていく、といったような内容でございます。

昨年度 2 件実施しております、1 件目は、南アフリカ、包装産業と言っていますが、製紙工場です。製紙工場を対象にして、診断をしております。

ご承知のとおり、製紙に関して言いますと、一番エネルギーを使う部分というのが、紙を乾かしていくというところで、非常に大きな熱を使っております。この診断をした企業についても、やっぱりボイラーを炊いて、蒸気をつくり、その熱で乾かす、ということをやっておりましたが、非常に、この熱の効率が悪いということで、専門家を派遣していただいて、

高効率のガスタービンエンジンを入れたらどうか、というような提案をしております。

その成果としては、診断先の企業から、ここで **Request for Proposal** というふうに書いてございますが、見積の依頼を受け、現在、鋭意見積もりを提示しておるとい、商談の途中という状況になっております。

2 番目のマレーシアの食品産業分野における省エネ診断事業、これは冷却工程でございます。冷却工程というと何かというと、いったん缶詰等々つくったものを冷やしていく途中で、今度は氷を使って冷たい空気をつくって冷やしていくという工程が発生するんですが、その氷のつくり方を、日本製のチラーchiller ですか、冷凍機を使うことによって、エネルギーの消費を抑えていきましょと、こういう提案をしております。

これに関しましても、診断先の企業のうち、1 社から、日本のこの省エネの機器、具体的にはチラーです、冷凍機を購入したい、というような商談の状況になっております。

いずれもエネルギーの消費を抑えていくということで、省エネに寄与していきましょという事業の内容でございます。

昨年のこの委員会で、幾つかご指摘あった点なんですけれども、もう少し省エネ診断の実施の回数を増やしたらどうか、というようなご指摘があったと思います。今年度、実は公募をしております。この公募の状況を申し上げますと、5 件の応募がありまして、この 5 件、3 カ国に対して 5 件ですが、この 5 件を本年度実施するべく、今現在、鋭意準備中でございます。

簡単ですが、以上でございます。

原科委員長：

はい、どうもありがとうございました。昨年よりも、さらに今年は増やしていく、というようなことですが、何かご質問ございますでしょうか。

高梨さん、どうぞ。

高梨委員：

高梨です。私、省エネ協議会のほうに、入ってるんですけども、なかなか日本製品は高い、ということで、もう東南アジアと中南米等を訪問しても、ほとんど、品質的には、皆さん評価していただけてるんですけども、いざ商談になったら、結局、結びつかないんですね。その辺、組織的に、どう今後処理するかっていう課題になってるんですけど、この専門家から個別の企業につなげるっていうのは、どういうふうな形でやっておられますか。

荏原課長：

この専門家と言っているのは、実際には、省エネ機器をつくっているメーカーさんの社員の方々です。

高梨委員：

あ、メーカーさんのですか。

荏原課長：

ですから、基本的には、彼らが自分たちの製品をご提案していく、という形になっています。

ただ、メーカーさんだけでなく、エンジニアリング会社さんの専門家を派遣する、というケースもございまして、この場合には、特定のメーカーにこだわらずに、広く日本製品の機器を提案していく、というような形でやっております。

高梨委員：

そのときの人選は、何か、公募でやるんですか。

荏原課長：

はい。今回は公募でやっております、そこに手が挙がってきておるのが、今回、5件ありました。

前回も同じように公募しておりますけれども。

原科委員長：

ほかにございますか。どうぞ、松本委員。

松本委員：

松本ですが、これ1件あたり、どのぐらいなんですか、額的には。

荏原課長：

あ、派遣の費用といたしますか。

松本委員：

ええ、ええ。

荏原課長：

派遣の費用はですね、予算の大半が旅費だと、思っていて結構なので、遠くの国、例えば南アフリカに行きますと、結構な金額がかかります。2名の方が都合2回行きますから延べ4回、旅費を入れて300万から400万くらい。一方で、マレーシア、東南アジアくらいですと、旅費がぐっと下がってきますから、そこは100万円から200万円くらいで済んでしまうと、そんなような形になっております。

原科委員長：

ほかよろしいですか。

それじゃあ、次に移らせていただきます。3 目目でございます。「2012 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約等」についてのご報告をいただきます。

総務部の管理課本田課長、お願いいたします。

本田課長：

はい、管理課の本田でございます。よろしくお願いいたします。

今回報告する資料につきましては、資料の 6 と 7 がございます。ただ、昨年もご報告させていただきましたが、最初に、温室効果ガスの排出の削減についてのご説明を、まず最初にさせていただきます。こちらについては、資料はございません。

ジェットロで、2005 年に閣議決定された京都議定書の目標達成計画等に基づいて、2008 年 3 月に、温室効果ガス排出削減のための実施計画を策定しました。

この計画では、2010 年から 2012 年度までの温室効果ガス排出量の平均を、機構全体として、対 2006 年度比で 6%削減することを目標として、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

昨年度 2012 年度は、本計画の最終年であり、このほど結果がまとまりまして、この対基準年度比で 6%削減の目標に対し、20%削減を達成はいたしました。これに大きく寄与するのは、やはり東日本大震災、これに起因する、節電に対して積極的に取り組んだ結果、というふうに言えると思います。

この結果につきましては、今後、ジェットロのウェブサイトで、準備でき次第、公表してまいります予定でございます。

今回、これまで実施計画というのは、国の計画に基づいて、策定してまいりました。ただ、今、国のほうでは、次期の計画を今、準備中というふうになっております。したがって、その準備ができる間は、前計画に沿った取り組みの推進が求められている、と私ども理解しております。これまで同様ですね、例えば、照明の削減、あとは昼休みなどは、今も消灯しておるんですが、そういった消灯を徹底すること、あとコンピュータのモニターなど、電子機器のこまめなスイッチのオンオフとか、あと適切な、冷え過ぎない温度の設定、あとは、こちらブラインド少し下ろしてはありますが、ブラインドを下ろすなどしてですね、温度が上がらないような工夫、そういうものをさらに徹底して温室効果ガスの削減に取り組んでまいりたい、というふうに考えております。

続きまして、2 点目としましては、お手元の資料 6 でございます。こちらの「2012 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績」、こちらについては、既にウェブサイトで公表はされております。2007 年に、「環境配慮契約法」が定められ、この法律によって、国やジェットロなどの特別行政法人が、電気の供給を受ける契約、自動車の賃貸借に係る契約、省エネ改修に係る契約など、温室効果ガス排出の削減に配慮した契約の締結が



求められておるところです。

ジェットロにおいても、この契約に該当するものというのは、電力の供給を受ける契約のみ、となっておりまして、お手元の資料の契約締結数 38 件、これは資料の 6 番で、契約締結数が 38 件とありますが、こちらについては、ジェットロの本部、あと大阪本部、そして地方の事務所の電力契約となっております。

一方で、アジア経済研究所、こちらは独立して建物を持っていて、独自に電気の供給を受ける契約を締結しておりまして、こちらについては、電力契約としては、2011 年度に 2 年契約をしておりまして、この契約締結件数には入っておりません。

なお、当時の入札時には、東京電力のみが応札者でありました。

続きまして、資料の 7 に移らせていただきます。こちら、「環境物品等の調達実績の概要」でございます。

こちらについても、ジェットロのウェブサイトで、6 月 14 日付で公表しております。環境に配慮した物品の調達のために制定された法律、「グリーン購入法」に基づいて、2012 年度の物品調達の実績を示したものです。

こちらにも書かせていただきましたが、昨年度では、おおむね 100% を達成しております。この調達量については、ウェブサイトにあるんですが、昨年度、紙の調達などは、どうだったのかというご質問をいただいていたものですから、別表を簡単につくってみました。主なものとして、基本的に、調査票を配付して、それに基づいて、集計はしておるんですが、紙については 100% 調達ができました。

一方で、例えば文具類の中で、両面粘着紙テープ、あとラックラベル、ほかにも机や棚など、100% を切っているのは、若干ございます。こちらについては、例えば、どうしても調達したい物品が「グリーン購入法」に合っていないものというのが、中にはどうしても出てくるということで、机や棚についても、例えば執務スペースにはまる家具、そういう机とかです、そういうもので探していくと、合わないものも出てくるということで、若干下がっているものもございます。

また一方で、トナーカートリッジや印刷につきましては、目標値を若干下げておりますが、やはり、例えば、色とか、あと印刷の質とか、そういうものに従って、どうしても達成できないというものもございます。

管理課のほうでは、極力、特定調達品のグリーン購入法に合ったものの調達ということで、お願いはしておるんですが、やはりそこは、いたしかたないというものもありまして、若干の目標値を下げた、ということもございます。今年度につきましても、今後この目標を達成すべく努めてまいりたい、と考えております。

報告のほう、以上です。

原科委員長：

はい、ありがとうございました。

何か、ございますでしょうか。

印刷は、目標値が 85% ということで、これはもう、やむを得ない状況ですかね。今のご説明ですと。

本田課長：

ええ。もちろん、より目標を高くしていくことは、毎年の経験も踏まえて、上げていくということは、今後、検討していきたいというふうに思います。

原科委員長：

今のお話ですと、供給側の問題がありますね。こちらのニーズに合わないような。合わないということでしょう。

本田課長：

そうですね、はい。

原科委員長：

だから、これはやむを得ない、という感じもしますけど。むしろ供給側を少し変えていただくようなことを、するしかないですね、これ以上はね。

おおむね、これも達成しておられます。

よろしいでしょうか。はい、それでは、この件はここで終えまして、次へ移ります。

それでは、2 番目の事項に入ります。

「2012 年度の案件形成等調査事業」につきまして、でございます。一部 2011 年度の補正の部分入っておりますが、2012 年度の調査事業報告、これは機械・環境産業部、山田部長、お願いしてよろしいですか。

村上課長：

私のほうから、説明させていただきます。

資料のほうは、別冊でいただいている、厚い別冊ということです。この中の資料 1 から 4 までで、23 年度の補正関連と 24 年の提案について、ご説明させていただきたいと思います。

まずは資料 1 のほうを、開いてください。

23 年度ですね、補正案、補正事業として、案件形成等調査というのを行いました。こちらは、ご存じのとおり、東日本大震災の被災地復興のための補正予算が組まれた段階で、今回、その事業を目的に、1 ポツの「事業の目的」でございますが、その「被災地域の企業に経済効果が及ぶ蓋然性が高い分野において」の「インフラ・システムの獲得」というところを目的とした事業となっております。

それ以外は、ほぼ、これまで 22 年度までに行いました案件形成等調査とほぼ同じ内容に

はなっておりますが、一部、2 ポツの「事業の内容」のところに「日本企業が事業者として参画する可能性のある案件を優先的に扱う」と。これは、「オペレーターとしての参画」や、「サプライヤーとしての参画」というところが期待するわけですので、そこだけが一部、フォーマットを使うということでございます。

ほかは、3 ポツの「実施状況」や 4. 「実施体制」については、これまでどおり、行なっております。「実施体制」については、新日本監査法人が事業管理支援業務として受託して、ジェトロはその再委託として、この事業を実施する、という形になります。

次のページの、ご覧ください、別紙 1 には、ワークフローがございます。これ、補正案件でございましたので、募集自体が 2011 年 12 月という形でやってまいりました。したがって、実際の調査が、実施が開始されたのが、ここに書いてあります、2012 年 3 月下旬から随時、案件がスタートして、調査契約の終了が 2012 年 11 月 30 日、という形になっております。

別紙 2 以降は、23 年度の補正案件で採択された案件の、簡単な説明がございます。

このときは、円借款案件が 6 件、民活関係 4 件という形で、採択されております。時間の関係で、タイトルだけ、ご説明、挙げさせていただきます。

- 1 番が、インドネシアのジャカルタ～バントン間の高速鉄道導入案件というものです。
  - 2 番目が、カンボジア、プノンペン近郊におけるスマートグリッド構築に関する調査。
  - 3 番目が、パナマ、パナマにおけるシティ、パナマシティの 3 号線の調査。めぐりまして
  - 4 番が、ミャンマーのヤンゴン市上下水道改善基礎調査。
  - 5 番が、ミャンマーのヤンゴン地区における変電設備等のリハビリ事業調査。
  - 6 番が、モロッコのリン鉱石鉄道の輸送力増強に関する調査、ということでございます。
- 以上 6 件が、円借款を対象とした調査です。

次が、別紙 2 のほうが、民活案件でございます。こちらタイトルだけご紹介させていただきますと、

- 1 番が、インドネシアのジャカルタへの ETC 導入可能性調査。
- 2 番が、同じくジャカルタの近郊都市開発のスマートコミュニティ調査。
- 3 番が、プノンペン、カンボジアのプノンペンの環境共生スマートコミュニティ導入調査。
- 4 番が、マレーシアにおけます廃棄物発電、あと熱供給事業に関する事業化調査、ということで、この 4 件が、23 年度の民活案件として採択をされております。

それで、次のページ、別紙 3 は、「進め方」。これは、これまで同様の報告内容でございます。

また資料 2 でございますのが、23 年度の補正で行われました、METI からの公募要領の資料を付けさせていただいておりますので、これは、ぜひ後でご覧いただければと思います。

資料 3 ですね、ちょっと、かなりめくる形になるんですけども、資料 3 が、24 年度の「案件形成等調査」という形になっております。

原科委員長：

ホチキスで区切っている。

村上課長：

あ、そうですね、はい。

24 年度の「案件形成等調査」につきましては、これまでどおり、「インフラ・システム輸出促進調査等事業」という形で、「円借款・民活インフラ案件形成等調査」という形で行いました。

「事業の目的」は、これまで、ここに書いてあるとおりでございまして、「産業・物流インフラ整備」等に係わる「投資環境整備」、もしくは環境、「地球環境問題への対応」というところで、わが国の「技術・ノウハウを活用した円借款」とか、「民活インフラ案件形成等調査を実施する」調査を行う、というところがございます。

「事業の内容」は、23 年度の補正予算と同じ内容でございまして、「円借款」もしくは「民活型インフラ整備プロジェクトを対象とした案件形成等調査」を行うものでございます

3 ポツの「実施状況」でございしますが、これまでの総実施件数などを集計しております。円借款については、平成 10 年からジェトロは受託しておりまして、過去 15 年間で 284 件の調査を実施をしております。

過去の採択件数の推移については、この下の表に書いてあるとおりでございまして、23 年度は、先ほどの補正の予算、採択案件数も加わっておりますので、15 件となりますが、24 年については、4 件が、円借款としての採択でございます。

その下にございます民活インフラについては、ジェトロは、平成 18 年から受託しておりまして、過去 7 年間で 68 件の採択をしております。

次の、めくっていただいて、次のページにその推移が書いてございますが、これも同じように、23 年度については、補正予算の採択案件が加わっておりますので、18 と多いのですが、24 年度については、11 件という形でございます。

4 ポツの「実施体制」に具体的に書いてございますように、これも 24 年度についても、新日本監査法人が事業管理支援法人として受託して、ジェトロは同法人から再委託して、実施をしております。

次のページにございますのが、スケジュールでございます。

これは、24 年度については、METI からの公示が 2012 年 5 月に行われまして、案件審査に入ったのが、7 月でございます。実際の調査契約がスタートしたのが、8 月中旬以降ということで、調査完了は今年の 2 月、という形のスケジュール案でございました。

次のページ以降が、簡単な円借款事業採択案件と民活の採択案件です。こちらもタイトルだけ言わせていただきます。

円借款のほうは、

1 番、インドネシアのシーレーンにおける安全管理、安全監視設備整備事業等調査。

2 番が、インドネシアのムシ川横断橋建設計画調査。

3 番が、フィリピンのマニラ都心部におけるモノレール導入可能性検討調査。

4 番が、ミャンマーのエーヤワディー河下流横断鉄道・道路改良計画調査でございます。  
以上が、円借款の案件です。

次のページが、民活の案件でございます。民活のほうも、タイトルだけご紹介させていただきますと、

1 番が、インドネシアのジャカルタ MRT のルバックブルス駅前開発事業調査。

2 番が、ジャカルタの第 2 ジャカルタ～チカンペック高速道路事業化調査。

3 番が、インドネシアの東ヌサンテガラ州の地熱発電事業化調査。

4 番が、カンボジアの輸入炭火力発電プロジェクト導入可能性調査。

5 番が、タイのバンコク臨空型スマートコミュニティ開発計画調査でございます。

6 番、フィリピンの南アグサン州のワワ川の小水力発電事業調査。

7 番が、ブラジルのクリチパ市広域圏での現地摘要型廃棄物処理事業調査。

8 番が、ハロン～ハイフォン道路 Bach Dang 橋の整備調査。

9 番が、ベトナムのビンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査。

10 番が、モザンビークの天然ガス利用のメタノール製造案件調査。

11 番が、モンゴルにおけるウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査、というものでございます。

以上で、ございます。

資料、次のページ以降の資料 4 は、先ほどの同じように、24 年度の公募、METI が出した公募要領が、そのまま付いてございますので、これも後で、ご参考までにご覧になっていただければと思います。

以上、案件の説明でございました。

原科委員長：

はい、どうもありがとうございました。

この調査の審査報告でございます。環境社会配慮担当の作本審査員からお願いいたします。

作本審査役：

はい。今、お手元の別冊 2 のほうの、一番上に載っている資料 1 を、ご開帳ください。

今、村上課長のほうから 23 年度の補正調査、24 年度の案件形成等事業の具体的な内容について、ご紹介がありました。これに対しての、私のほうからのレビューであります。時間の関係もありますので、さほど詳細には入りませんが、まず「全体レビュー」というところでもありますけども、環境社会配慮のこの項目については、各、それぞれ作成される報告書第 4 章にあらわれてきます。この第 4 章の記述は、その資料を見て、「質的、内容的には向上しつつある」と思います。ただ、まだやはり、環境社会配慮の側面から見ると「改善の余

地が多々残されている」というのが印象でございます。

諮問委員会の委員の皆様からいただいている意見書が、この環境社会配慮の実施あるいはこの改善に、おおいに役立ってきている、あるいは貢献していただいている、というのが重要かと思えます。

第 2 点目でありますけれども、委託契約の方式が、先ほどご紹介ありましたけれども、数年前に変わりました。変更されました。その後、やはり、ジェットロのガイドライン、これを各調査担当者が参照しない傾向というのが強まってきているということがあって、このような状態を改善すべきだ、というようなことが、委員会の意見書等の中で示されてきております。とりわけ 2013 年 3 月、一番最近でありますけれども、こちらの意見書では、「改定作業の中で十分議論をし、より実効性のあるガイドラインとしていく必要がある」というようなご指摘を受けております。

次の内容でありますけど、熟度の点であります。「対象となる調査事業には、事業の進捗度合ないしは成熟度に異なりが見られる」と、これはもう既に、委員の方からも指摘されている点であります。2011 年度の意見書におきましては、「事業の初期段階の案件発掘」といったような、こういう初期設定ですね、初期の前提条件が「すべての調査にあてはまらない」というような指摘をいただいております。

ジェットロが調査報告書の質的な向上を目指すとしますと、やはり「各事業の進捗度合いをまず明らかにし」たうえで、「これに沿った工程管理を行う」必要が生じる、わけでございます。

最後に、「ステークホルダーからの情報収集」あるいは「住民協議のあり方に関する指摘」というのが、意見書の中で比較的少ないということがあります。進行中のガイドライン、これを——現在、ガイドラインの改定作業を行っているわけでありますけれども、この改定に際しても、これは取り組むべきだ、というか、議論すべきだ、というような指摘がなされてきております。

具体的に、今、23 年度の補正予算に係る事業報告書と、24 年度に係る報告書がありますが、これについては、先ほど、内容はもう既に、村上課長のほうから示されましたので、簡単にさせていただきます。

23 年度の大きな傾向だけを、ちょっと見させていただきますと、23 年度の補正予算に係る 10 件の報告書でありますけれども、全体的には、大規模な案件が、やはりかなり含まれております。大きな環境社会影響が予想される事業というのも、かなりの数で含まれております。他方、環境影響がさほど大きくない、こういうような事業も混在している、ということが言えるかと思えます。また、さらに、ほかの特徴では、東南アジアを中心にしたインフラ開発事業が多いと。このころ、ちょうどミャンマーの開発が始まった時期でもあります、ということで、ミャンマー案件が登場してきている、ということもあります。

あと、さらに、この平成 23 年度、事業全体を見てみますと、やはり、民活案件が急速に伸びを示している、ということがあります。33 件中の 18 件が民活であります。そういうよ

うなことで、これからジェトロとしては、この民活、いわゆる民間の事業主に対して、どれだけ環境社会配慮、こういうようなものを、浸透させていけるか、あるいは指導していけるか、ということが次の課題になるのではないかと、というふうに考えられます。

24 年度につきましては、もう既にご紹介ありましたけれども、円借款 4 件、民活 11 件の 15 件の事業が含まれておりまして、やはりアジア地域を中心としているというか、大半を占めているというものがあります。やはり、先ほどの傾向を見てまして、民活関連の事業の割合数が前年度をしのいでいる、というようなことがあるかと思えます。

やはりこれらの中には、駅前開発でありますとか、地熱発電でありますとか、あるいは川の横断架橋でありますとか、こういうようなことが入っておりますので、カテゴリー、いわゆる A 案件ですね、第 1 種の業種にあたるような事業が、かなり占めているということで、環境社会配慮面から、きちんと調査を実施すべきだ、ということが要請されるのではないかと思います。

以上、おおよそであります。最後に、ちょっとこれからの課題ということで、3 であります。幾つか述べさせていただきたいと思えます。

1 つ目が、やはり多くの調査報告書、途上国に関する案件を取り上げているわけであり。そういうことで、現地事業を踏まえた基礎情報が、かなり不足している、というようなことを指摘できるのではないかと思います。とりわけ、環境社会配慮の担当者につきましては、現地調査をやってくださいと、必ず現地に赴いてくださいということをお願いしておりますけれども、これに基づいた調査をお願いしているにもかかわらず、やはりこの記述、あるいは説明等は、まだまだ十分になされていない、というようなこと、言えるかと思えます。

2 つ目が、ガイドライン、ジェトロのガイドラインについて、言及してないような報告書がほとんどである、ということが見えます。環境社会配慮に関する調査の質を向上させるためにも、案件の採択段階、あるいは調査の実施段階においても、この環境社会配慮調査を徹底する必要があります。

次は、民活事業の案件、先ほど言いましたけれども増加が見られる。環境社会配慮の必要性というのは、とりわけ民間事業者に対して特に高まっていると思われます。

ただ、この民間事業者の中に、環境社会配慮項目の洗い出しに関しましては、自粛するような姿勢も見られます。項目洗い出しには、消極的な報告書も、実際には幾つも見られるわけですが、調査方法に関しては、さらに方法指導を強めていく必要があるのではないかと思います。

次が、非自発的大規模住民移転、こういうようなものを取り上げておりましたが、こういうような場合には、やはり、徹底した制度調査、周辺の調査、そういうようなものを行う必要があるんでありましょ、ということです。

次は、ステークホルダーに関する意見聴取、これがやはり限定的である、というような報告書が幾つも見られます。ジェトロでのガイドライン上では、「環境社会影響を受ける地域が

明らかな場合には、調査者はより深い調査を行わなきゃいけない」というような書き方をしているわけでありますけれども、これはまだまだ十分実現には達していない、という感触を持っております。

あと、やはり既に意見書を、この委員の方々から数年間にわたりいただいているわけでありますけれども、次に、平成 20 年から 23 年度までの指摘事項を、○で示させていただいておりますが、やはり同じような事項が繰り返し出てくる、登場してくるということがあります。これは何を意味するかといいますと、やはり意見書の内容が十分にフィードバックされていないんじゃないか、ということを示しているのではないかと思います。

あと、次は基本的な事項でありますけれども、報告書の記述方法が基本的なところで、内容不統一でありましたりとか、未整理であったり、こういうようなことがありますので、まだまだ編集段階の体制強化というようなものが必要かと思えます。

あと、現在、ご存じのように、ガイドラインの改定作業を、ワーキンググループにおいて実施しております。ガイドライン自体は立派になっても、やはりこれをサポートするような制度的な枠組み、仕組みというものが、どうしても必要であろう、というような気がいたします。

次は、参考でありますけれども、平成 20 年度から 23 年度にいただいた意見書の中での主な指摘事項を、○でつけておきましたので、内容的には、ちょっとまだ整理されていないところがありますが、ご参照いただければありがたいと思います。

以上です。

原科委員長：

はい、どうもありがとうございました。

今のご説明で、1 ページのところですけども、全体的には、2 つ目の点のところ、「委託契約の方式が変更されて以来、ジェトロのガイドラインを参照しない傾向が強まってきており」と、これちょっとまあ、困ったなと思っていますね。「この状態を改善すべきだとの意見が強まっている」と。「2013 年 3 月に提出された意見書」が、これは「平成 23 年度意見書」という表現だと、なんか「23 年度事業に対する意見書」という意味ですね、これは。

作本審査役：

はい、そうですね。

原科委員長：

つまり、タイムラグがすごくある、ということですね。タイムラグがあるということも、大きな問題なんで、「平成 23 年度事業に対する」という表現。

作本審査役：



「事業に対する」という意味です。

原科委員長：

ええ、そういう表現にさせていただくと思います。

作本審査役：

はい。

原科委員長：

それに関連しましてね、4ページですけど、これからの課題で2つ目で、ご指摘いただいたように、「ジェットロのガイドラインにまったく言及していない、、、」、のことですけれども、この辺のところは、結局、タイミングの問題が、やっぱり大きい。委員会が議論するタイミングですね、そういうことを、ちょっとうまく表現させていただくと。つまり、タイムラグがあって、終わってからやるわけですからね。

作本審査役：

よろしいでしょうか。

ご趣旨は分かります。ただ、やはり、ルールの下でやってますもんですから、ここでいろいろ議論、意見をいただいていること、それは役立っているということは、私も確かだと思います。

ただ、タイミングについては、やはり契約での約束事というか、内容がありますんで、それをなかなか、こう踏み外すというか、変えることはできない、という現状なんですね。

原科委員長：

それは分かります。

作本審査役：

そういうことを、逆に言われる。

原科委員長：

ただ、「議論だけでは」というと、なんか（笑）、ここで議論する意味がない。

作本審査役：

ああ、そうですか。

原科委員長：

ええ。こういうタイミングでやることでは、うまくいかないという、そういう趣旨かと思っ  
たんですけど、そうでもない。

作本審査役：

そこまでは、強くは。

原科委員長：

そうですか。ちょっとその辺、気になりました。

作本審査役：

はい。

原科委員長：

じゃあ、おっしゃるとおりです。ルールはそうなんですが、だから、そういう仕組みになる  
んで、その辺の根本的問題がありますので、なかなかわれわれ、難しいところだと思います。

それではご質問、ご意見いただけますでしょうか。

松本委員：

簡単なの。

原科委員長：

松本委員、どうぞ。

松本委員：

2 ページ目の。

原科委員長：

え、何ページですか。

松本委員：

2 ページです。2 ポツの最後のところですが、「カテゴリー案件に相当する事業が大半を占め  
ており」と書いてあるが、これ、何のカテゴリーへ。JICA。

作本審査役：

あ、すみません。いわゆる環境アセスメントに言うところのカテゴリー、日本では第1・・・。

松本委員：

まあそれ、JBICのガイドラインで見れば、カテゴリAにっていう、そういう意味ですか。

作本審査役：

私どものガイドラインでは、特にAとかBとか、そういうふうにはしていませんけど、いわゆる一般的に世界銀行その他の言うところのA業種であります。日本では第1種ということになります。

原科委員長：

「JICAの」と書いたほうがいいですね。あるいは「JICA等の」とかね。

作本審査役：

あ、「いわゆる」と言ったほうがいいですね。JICAとか。

松本委員：

民活も入っているんで、JICA、JBIC、両方で見ても、カテゴリAであろう、ということですよ。

原科委員長：

「JICA、JBIC等の」ですね。そうですね

はい、ほかにございますでしょうか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

これまでの自主案件の件数が、ずっと年度ごとにあるんですけども、モニタリングは、されてると思うんですが、それぞれ、成約といいますか、具体的に実現した割合というのは、それぞれに、どのくらいか、もし割合がお判りであればお伺いしたいと。

2つ目は、作本さんにお伺いしたいんですけど、この環境社会配慮レビューというペーパーのポジションというのは、どういう。

作本審査役：

ポジション。はい。

高梨委員：

要するに、この委員会の位置づけなんかが。

原科委員長：

ではまず。

村上課長：

じゃあ私のほうから。

ご質問があった実現した件数ですけども、ちょっと手元にデータがないので、正確なところが申し上げられないんですが、大体、そうですね、これまでのモニタリングというのは、毎年毎年この案件を実施した企業さんに、ヒアリングなりアンケートをとって、その後、進捗どうなってますか、というのを聞いてるんですが、この結果によると、大体10%が、円借であれば、そのENに至った案件、というふうにカウントしております。

そのほか、いわゆる円借要請になったというところまで含めると、大体40%ぐらいまでですか、そういった案件は、40%ぐらい、実現が上がってまいります。

大体そういう割合だとお考えになっていただいて、結構だと思います。

高梨委員：

民活のほうはどうでしょう。

村上課長：

民活のほうはですね、実現したという意味ですと、かなりまだ、件数は少のうございまして、2件とか3件とか、そういうぐらいの。

高梨委員：

あ、それでもあるんですか。

村上課長：

はい。

原科委員長：

はい、ありがとうございます。じゃもう1つ。

作本審査役：

このレビューというのが、逆に、何か拘束力を持つとか、そういうようなことではありません。私自身がここで仕事にかかわらせていただいて、やはり全体的な概観上、そういうようなものを、皆さん方から意見書をいただいておりますので、それを参照しながら意見を申し上げた、ということです。

ただ、これは、かといって環境社会配慮のことを考えますと、この公開、ウェブサイト上では、公開されるというようなことがありますから、ここだけで終わるといえるものでは、決

してありません。

高梨委員：

じゃあ、これはどこかに提出しているものではないんですか。

作本審査役：

ないです。

原科委員長：

審査役、としての。

作本審査役：

はい。審査役としての意見を申し上げます。

高梨委員：

そういう審査役の意見というのは、どこかのホームページでないんですか。

作本審査役：

この委員会の、議事録の一部として掲載される、公開されます。

高梨委員：

われわれ、別途、コメント集をつくってますね。委員会として。

原科委員長：

委員会で、委員会でまとめて、毎年出してるでしょう。あのことね。

高梨委員：

そうです。それと、作本さんのこのペーパーとは、どういう関係になってる。

作本審査役：

意見書は意見書で、具体的な案件に関しての委員からの意見ということであります。私は、これは、あくまでも、この審査役として、この事業全体がどのような、ひとつの傾向、流れを持っているかということ、自分の立場から申し上げます。

高梨委員：

そうなんですか。

作本審査役：

ええ、そうなんです。

高梨委員：

組織の見解にしてほしいと思う。というのは、それを、例えば採択段階の参考にしてもらう。内部向けだと、ちょっとなんか、もったいないような気がして。

作本審査役：

すみません、作本ですけど、お言葉はありがたいんですけども、そこまではやはり、複雑な契約関係の上に成り立ってる事業でありますし。

原科委員長：

どうぞ、はい。

村上課長：

先ほどの、関連するんですけども、前回の、たしか委員会で、そういう意見書を、いわゆる審査されている方々に、少しかう提示したらどうか、というお話があったと思うんですけども、今年度の案件においては、審査の段階で、審査されている方々に対して、私のほうから、メールベースなんですけれども、こういうジェトロとしての委員会で、こういうような意見が出ております、というので、ぜひ参考にしてください、というのは出しました。それは、一応、経済産業省の許可を得た上で、やらせていただいています。一応、進捗とか、そういう意味ではやらせていただいています。

高梨委員：

村上課長、いいじゃないですか。

村上課長：

いえいえ。

原科委員長：

ほかに、ございますでしょうか。村山委員、どうぞ。

村山委員：

23年度の補正というのは、これは被災地救済の復興が、目的なんですね。実際、それは提案書でも書かれている。

村上課長：

ええ、そうです。

村山委員：

分かりました。なるほど。かなり具体的な事業が、調査の対象になっているようなんですが、こういうものが補正で行った、ということなんですね。

村上課長：

はい、そうです。

村山委員：

分かりました。

村上課長：

その報告書の中に、どのように、いわゆる被災地の企業に裨益するかについても、言及するようになっていますので、ぜひそちらもご覧いただければと思います。

村山委員：

ああ、そうですか。はい。

原科委員長：

ほかに、ございますでしょうか。もし特にないようでしたら先へ進みます。よろしいですか。では次へ参ります。

それでは、後ほど 2012 年の調査事業報告について、また例年のとおり、作業をお願いいたしますが、その前に 2013 年度の「案件形成等調査事業」について、ご説明いただきたいと思ひます。ではこの受託内容について、ご説明を、機械産業部の、これも村上課長にお願いしてよろしいですか。

村上課長：

はい。では別紙の、別冊 1 の資料集の資料の 5 をご覧ください。

平成 25 年度の案件形成等調査についてご説明いたします。

今年度は、予算が 2 つに分かれたということで、事業名 2 つに出ております。

1 つは、1 ページ目にございます、「エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業」でございます。

これは、予算が、エネルギー特会の予算ということで、こういうような名称になっていま

す。ただ、中身は、括弧の中にありますように、従来どおりの「円借款と民活インフラ案件形成等調査」でございます。

1 ポツ以降、この目的、内容については、もうこれまでと、そう変わらないんですが、若干エネ特の予算を使っているということで、エネルギー利用高度化とか、エネルギー安定供給確保という目的が、多少、加わっているところでございます。

3 ポツの実施状況でございますが、7月31日に、平成25年度の採択案件を発表いたしました。来週の月曜日、8月の5日以降に契約・清算説明会を行って、それから調査、採択企業との契約交渉の後、調査が行われるということでございます。

4 ポツにございます「実施体制」については、これまで24年度と同様に、新日本監査法人が、企業管理支援事業を受託いたしまして、ジェットロはその新日本さんからの再委託という形になっております。

次のページをご覧ください。これが、エネルギーや今回のスケジュールでございまして、申し上げたとおり、8月中旬から契約を交渉開始いたしまして、恐らく調査のスタートが9月からであろうな、と思います。調査完了が2月の中旬という形になっております。

次のページに、採択案件の、またですね、これも調査名だけを説明いたしますと、円借款については、今回は2件、これはエネルギー需給緩和型の案件として採択されたのが、2件ということです。

まず1番が、タンザニアの中央回廊鉄道再活性化・エネルギー効率化事業調査というものでございます。

2番が、ペルーのタクナ州の地熱開発事業調査というものでございます。

次のページで見ますと、民活案件でございますが、民活案件としては5件でございます。

1番が、ウクライナのドブロトブリスカ石炭火力発電所の増設プロジェクト調査。

2番が、カザフスタンのアルマトイ廃棄物発電代替エネルギー供給事業調査。

3番が、ベトナム、ランドン省における小水力発電開発プロジェクト調査。

4番が、マレーシアのイスランダル地区工業団地高効率地域冷房導入等調査。

5番が、ミャンマーのLNG受入設備の導入可能性調査、でございます。

以上が、採択案件でございます。

次のページは、「進め方」でございますが、これはこれまでのとおりです。

7ページ目でございますのが、これが、いわゆるこれまでの一般経費の予算で行われていたものでございますが、事業名が、「新興国での新中間層獲得による日本再生事業」という名前でございますが、括弧での「アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査」というふうになってはいますが、内容については、これまで同様の内容でございます。

目的、内容についても、多少、事業の、予算の目的に合わせたネーミングではございますけれども、ほぼこれまでと同様の内容でございます。若干違うのは、2ポツの\*印の2つ目でございますが、「原則として、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの4カ国を



対象」にしたもの、とさせていただいておりますのが、そこがこれまでと違う点でございます。

3 ポツは、先ほどのエネルギー緩和事業などと同じ内容、4 ポツも同様です。

次のページのワークフローについても、同じ、エネルギー需給緩和型と同じスケジュールでやっております。

次のページが、いわゆる今回の一般経費のほうの、円借関係の採択案件でございます、円借は、2 件でございます。ですから、都合 4 件が、今回の採択案件でございます。

こちらも、タイトルだけご説明いたしますと、

1 番が、ベトナムの日本式高度周産期医療センター建設事業調査。

2 番が、ベトナムのハイフォン市、新市街地幹線橋梁建設事業調査でございます。

次のページが、民活案件でございます、民活案件は、5 件でございます。ですから、民活は、今回、都合 10 件ですね。10 件でございます。

1 番が、インド、マハラシュトラ州産業集積内再生水・汚泥削減事業調査、というものでございます。

2 番が、ベトナムのダンニャマック地区開発事業調査。

3 番が、ビンズン省先進的生活サービス実現のための ICT 調査。

4 番が、ミャンマーにおけるタワーシェアリング事業調査。

5 番が、ミャンマーのミャワディ・パーン SEZ・PPP 事業調査、でございます。

以上が、採択案件でございます。

次のページは、「事業の進め方」等は、ほぼ同じで、資料 6 のほうですね、これは公募要領でございますので、こちらも後で参考になさっていただければ幸いです。

25 年度の採択案件についての説明は、以上です。

原科委員長：

はい、どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さんに見ていただくものの割り振りは、後で決めますので、その前にもう 1 つ参ります。

その他と書かれておりますが、ガイドラインの改定、ワーキンググループ会合を進めていただきまして、村山先生座長で、もう 7 回もやっております。この中間報告を、お願いしてよろしいですか。

村山委員：

はい。既に何回かご紹介がありましたように、今年の 1 月からワーキングが、これまで 7 回開かれてきました。その中で、基本的には一通り議論をしておりますが、まだ成案には至っ

ていないということで、先ほど理事のほうからのご紹介ありましたように、本年中の成案を目指して、議論を進めているという状況です。

今日は、中間報告ということですので、大体どんな方向かということ、簡単にご紹介したいと思いますが、今日も配られているガイドラインが、第Ⅲ部、3部構成になっています。その中で、第Ⅰ部は、基本的事項ということで、ここ、基本的な理念とか、用語の定義等が含まれているわけですが、今日もご紹介ありましたとおり、委託の形態が変わってきているという、そういう実態があつて手続きを変えると同時に、より踏み込んで、調査の熟度に応じた対応ができないかということで、そのあたりを、基本的な方針の中で検討してきている、という状況です。

それから第Ⅱ部については、貿易投資促進事業に関する内容が書かれているわけですが、あまりここについては、改定という話は出てきていないのですが、特に、今日も1番目と2番目に、議題としてありましたけれども、より積極的な、日本企業あるいは現地企業の支援というところを強く押してはどうか、という話が出てきています。そのあたりが、改定の中に含まれてくるだろう、というふうに考えております。

それから、第Ⅲ部については、案件形成事業に関する事項になりますが、特にここについて、受託の形式が変わったこと、それから、熟度に応じた配慮というものができないか、ということで事業を進めております。恐らくここが一番問題になる点で、ワーキングでも、喧々諤々の議論が進められておりますが、できるだけ実態に即して、かつ熟度に応じた配慮ができるような形が、大胆に反映されればいいかな、というふうに考えております。

簡単ですが、以上です。

原科委員長：

はい。何かご質問、ございますでしょうか。

塩田委員：

特にはないんですが、先の10月の、2010年の内容等、今、村山先生から説明ありましたが、第Ⅱ部のところが、一番ポイントだつて話だつたと思うんですが、具体的に、どういうふうに変わっていくんですか。

村山委員：

Ⅱ部というか、Ⅲ部。

塩田委員：

Ⅲ部ですか。

村山委員：

はい。Ⅱ部が。

塩田委員：

あ、Ⅱ部は、そのままですか。

村山委員：

そのままではないんですが、あまり変わらない。

塩田委員：

変わらない、変わらないですか。Ⅲ部の、環境社会配慮の。

村山委員：

案件形成調査事業、に関する。

塩田委員：

案件のところの内容が、かなり具体化されるということですか。

村山委員：

かなりと言っていいかどうか分かりませんが、できるだけ熟度に応じた、配慮ができるような形が、ガイドラインにも盛り込めないものか、ということで議論が進められている、ということですね。

あまり具体的には、話ができないと思うんですが、例えば、事業、調査の対象として、場所がかなり特定されていて、影響を受ける地域が、かなり特定できるというような場合とか、あるいは、もう既に先行して、フィージビリティースタディーとか、あるいはアセスメントが既に終わっているような、そういったものについては、少し踏み込んだ配慮をする、というのがあるんじゃないかというような話は出てきています。が、具体的にどう、ガイドラインに反映するかは、まだこれからの議論だと思います。

塩田委員：

はい、分かりました。ありがとうございました。

原科委員長：

よろしいでしょうか。まだ途中段階です。もう少したって、見えてきたら、またご報告いたします。

それでは、一通りまいりましたので、いよいよ、ちょっと大変なんですけれども、戻っていただく。

先ほど、2012 年度の調査事業報告ですね、これに関しまして、これ、どういったらいいですか。

佐々木主幹：  
資料 2 ですね。

原科委員長：  
資料 2 でございます。こういう横長の。これ見ていただくと。

佐々木主幹：  
25 件、合計で。両方です、補正が入りますから。補正の報告書。補正は遅れて出てきますから。

原科委員長：  
失礼しました。ご覧の表のとおりでございまして、補正が入るので、両方にまたがる恰好になりますけど、全体で 25 件ございます。ということで、いつものように、お願いいたしたいと思いますが、いつものやり方でいいですね。これを見ていただいて。

佐々木主幹：  
8 人ですけれども、先生除いて 8 人ですけれども、多分、実際は 6 人ぐらいで数えないと。

原科委員長：  
そうですね。そうか、そうすると。

佐々木主幹：  
ええ。と、5 件から。

原科委員長：  
5 件から 10 件。

佐々木主幹：  
大体。大変です。

原科委員長：  
うわ、大変だ、これ。

ちょっと数が多いので、これ今、いつも私は、委員長なので外していただいて、今、9 名

でございますので、8人で割り振って、平均3になりますけれども、まあ、8人全員とはいかないので、6~7の方が、実際には4件、5件という感じになります。

それから、本当に、田中委員が、ずいぶんいろいろ見てくださったんで、助かりました。田中委員、おいでにならなくて、なかなか厳しい状況でございますから、5~6件はやらなきゃいけないかな、というね。ということです。

それで、作業がやりやすいように、工夫を事務局にさせていただきまして、次の資料3をご覧いただきますが、項目の立て方ですね。これは、全体的にまとめると、この項目の立て方に沿った、になりますけど、そんな恰好で、このような中身で整理していただくと、少しは作業がやりやすいかな、ということがございます。

このスペースは、これ例示ですから、それぞれこうやって、もちろんこれは、パソコンの上で、長めに書けますので、この1ページに納まらなくても、2ページでも3ページでもよろしいんですが、項目としては、この6項目ぐらいで書いていただくといいと思います。あんまり多くなっても大変ですから、この項目立て、2ページ程度ぐらい、あるいは3ページかもしれない、そのぐらいでまとめていただくと、よろしいかと思います。

あと、何か補足ございますか。よろしいですか。

佐々木主幹：

ええ。期限ですね。期限、11月ぐらい。

原科委員長：

はい。それでは、スケジュールを申し上げます。

今、8月の初めでございますが、提出期限は11月の末ということで、3カ月、4カ月弱ぐらいでございます。8、9、10。

佐々木主幹：

11。

原科委員長：

8、9、10月と、正味4カ月弱ですね、ございますので、そんなことで、お願いできると思います。

これは、とりまとめ委員を、もう今、この場で決めてしまいますか。そのほうが。それぞれの。じゃ、これを担当しましょうという方、自発的に手を挙げていただくしか。ちょっとゆっくり見ていただいて、ちょっとお考えいただければと思います。

（各委員への審査案件割り振り＝省略）

高梨委員：

あと1点、分量ですね、大体、目安を、佐々木さん、決めたほうがいいんじゃないですかね。

原科委員長：

あ、そうですね。分量、やっぱりさっきの用紙で、1～2枚で。

佐々木主幹：

2枚ということで。

原科委員長：

2枚ぐらい。じゃあ2枚以内としましょうか。

高梨委員：

2枚以内。これは、何ですか。資料3。

原科委員長：

その用紙で。それ、スペースが長めにできますので、あの様式で、伸ばしても2ページ以内と。あまり長くても大変ですし、そんなことで。1ページでも結構ですね。1ページから2ページの範囲内で。書く欄は、幅が伸縮できますので。トータルして1～2ページの範囲で、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。

ありがとうございました。毎年のごことで、もうずいぶん慣れてきたので、スムーズにきました。ありがとうございます。

それでは、これに関しては、原稿執筆等謝金がありますね。これも説明してください。

佐々木主幹：

謝金を、今年度と同じように、1,200字について9,000円、限度が5万円、というふうに設定させていただければと思います。恐らく、今年、件数によりますけれども、5万内外ではないかと思いますが、皆さん。

（途中略）

原科委員長：

分かりました。

どうもありがとうございました。それでは、これで予定した案件が、全部終わりました。よろしいですか。一応、終わりましたが、何かほかに、ございますでしょうか。はい。

それでは、先ほど村山ワーキンググループ座長から、中間報告いただきましたけれども、

ガイドラインの改定は、次回委員会で提案したいと思っております。

次回は、1月か2月ごろに開催したいということでございます。

作本さん、いいですか。

作本審査役：

はい。

原科委員長：

それでは、今日の会議はこれで終わります。どうもありがとうございました。

////<終了>////